

【貨物】行政処分状況（令和8年1月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年1月26日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社広栄開発 代表者 仲村智幸 (法人番号8360002022239) 沖縄県宮古島市平良字松原567
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県宮古島市平良字松原567
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年11月6日、法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。7件の違反が認められた。 (1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5) (3)点呼の一部未実施(安全規則第7条第1項～第3項) (4)業務記録の記載事項等の不備(安全規則第8条) (5)運行記録計による記録違反(安全規則第9条) (6)運転者等台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (7)運転者への指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 4点 (当該営業所) 4点

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年1月26日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	八重山港運株式会社 代表者 新川正人 (法人番号4360001013192) 沖縄県石垣市浜崎町1-2
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県石垣市浜崎町1-2
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(80日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年11月20日、無車検運行の情報を端緒とし監査実施。5件の違反が認められた。 (1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)無車検運行(道路運送車両法(以下「車両法」)第58条第1項) (3)定期点検整備の一部未実施(車両法第48条) (4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5) (5)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 8点 (当該営業所) 8点

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年1月30日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社宮城総業 代表者 宮城堅誠 (法人番号4360001022549) 沖縄県名護市字辺野古4番地
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県名護市字豊原29番2
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第26条第2項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年11月14日、法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。6件の違反が認められた。 (1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)運行記録計による記録違反(安全規則第9条) (3)運転者等台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (4)運転者への指導監督義務違反(安全規則第10条第1項) (5)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項) (6)最低賃金法違反(貨物自動車運送事業法第26条第2項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 2点 (当該営業所) 2点

【貨物】行政処分状況（令和8年1月分）

貨物軽自動車

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年1月14日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也 (法人番号1010001112577) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	今帰仁郵便局 沖縄県国頭郡今帰仁村仲宗根96-5
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。2件の違反が認められた。 (1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項) (2)点呼の実施結果の記録に虚偽(不実)記載があった。(安全規則第7条第5項)

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年1月28日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也 (法人番号1010001112577) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	国頭郵便局 沖縄県国頭郡国頭村辺土名1420-1
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(31日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。2件の違反が認められた。 (1)日常点検の一部未実施(道路運送車両法第47条の2) (2)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)